

令和 6 年 7 月 26 日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市税条例（昭和 25 年長崎市条例第 57 号）第 10 条第 1 項の規定により、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は長崎市税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる指定地域に住所地若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所若しくは事業所の所在地を有する者に係るもので、その期限が、令和 6 年 1 月 1 日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

指定地域
富山県
石川県